

ストップ・ザ 悪質商法

■発行・編集／芽室町消費生活センター 相談受付時間：平日10時～16時 ☎62-6556
■事務所／芽室消費者協会内 開設時間：平日9時～17時 ☎62-9000 <http://www.14.ocn.ne.jp/~mesyokyo/>

「電話勧誘を止めてあげる」と 不審な電話がかかってきた?!



問 突然、「以前、資格講座を契約しているようですが、その後、執拗な勧誘は受けていませんか。法的手段で電話勧誘を止めることができますので、いつでも連絡してください」と相談機関を名乗り、職場に電話がかかってきた。「今はかかってきていない」と言って電話を切った。10年以上前に資格講座を契約し資格は取っていないが講座代金はすべて完済している。

その数日後、「過去に受講していた資格講座が終了していないので、延滞料が300万円にもなっている。支払うように」と名前を名乗らない業者が、何度も電話をかけてくるようになった。

この二つの電話は関連があるのだろうか不審に思う。 (40歳代 男性)

答 過去に資格講座関連の契約をしたことのある人に対して、「過去の講座が終了していないので継続する必要がある」「生涯教育なので途中でやめることはできない」などと言って、新たに資格講座を契約させるという『二次被害』があります。

今回は、この二次被害から救済するかのように事前に相談機関を名乗って連絡をしておき、その後、別の業者が消費者を困らせる内容の電話をして、相談させようとしていると思われます。相談機関と業者は何らかの関係があり、最終的にはさまざまな名目で代金を請求する可能性があります。

今後、一切相手側と連絡しないよう、職場の人にも事情を話し、電話などを取り次がないようにすることです。

電話勧誘では一度断った人への再勧誘は禁止されています(特定商取引法)。今後も勧誘が続くならば、消費生活センターから業者に勧誘の禁止を伝えることができます。

消費者へのアドバイス

資格講座関連の契約を一度すると、その名簿が流用されて何度も勧誘されるトラブルが多くあります。いろいろな手口で連絡してくるので十分な注意が必要です。

『専門相談窓口』開設日のお知らせ

契約トラブル・多重債務・相続などの相談

(荒木 樹弁護士)

2月2日(木) 18:00～20:00

生活設計・年金・保険などの相談

(中谷俊雄ファイナンシャルプランナー)

2月4日(土) 13:30～15:30

無料
です

- 場 所 めむろ一ど3階 芽室町消費生活センター(芽室消費者協会内)
- 申 込 事前予約制 4人まで
- 申込み先 芽室町消費生活センター 電話・FAX 62-6556

相談事例集

『気をつけよう!こんな手口』 が出来ました



ご希望の方へ無料で差し上げますので当センターまで連絡下さい。